

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】令和1年10月10日(2019.10.10)

【公開番号】特開2019-143800(P2019-143800A)

【公開日】令和1年8月29日(2019.8.29)

【年通号数】公開・登録公報2019-035

【出願番号】特願2019-14655(P2019-14655)

【国際特許分類】

F 16 G 5/20 (2006.01)

F 16 G 5/06 (2006.01)

【F I】

F 16 G 5/20 A

F 16 G 5/06 D

F 16 G 5/06 C

F 16 G 5/06 A

【手続補正書】

【提出日】令和1年8月28日(2019.8.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

圧縮ゴム層の摩擦伝動面が編布で被覆されたVリブドベルトであって、前記圧縮ゴム層が、エチレン- -オレフィンエラストマー、短纖維およびカーボンブラックを含むゴム組成物の硬化物で形成され、前記短纖維の割合が、エチレン- -オレフィンエラストマー100質量部に対して10質量部以下であり、前記カーボンブラックが、一次粒子径40nm以上のソフトカーボンおよび一次粒子径40nm未満のハードカーボンを含み、かつ前記ソフトカーボンと前記ハードカーボンとの粒子数の比が、前者/後者=3/97~25/75であるVリブドベルト。

【請求項2】

ソフトカーボンの平均一次粒子径が45~100nmであり、かつハードカーボンの平均一次粒子径が10~35nmである請求項1記載のVリブドベルト。

【請求項3】

カーボンブラックの割合が、エチレン- -オレフィンエラストマー100質量部に対して30質量部以上である請求項1または2記載のVリブドベルト。

【請求項4】

前記ゴム組成物が、加硫剤および/または架橋剤をさらに含み、加硫剤および架橋剤の合計割合が、エチレン- -オレフィンエラストマー100質量部に対して1~5質量部である請求項1~3のいずれか一項に記載のVリブドベルト。

【請求項5】

エチレン- -オレフィンエラストマーのジエン含量が1~3質量%である請求項1~4のいずれか一項に記載のVリブドベルト。

【請求項6】

エチレン- -オレフィンエラストマーのムーニー粘度(ML(1+4)125)が30~60である請求項1~5のいずれか一項に記載のVリブドベルト。

【請求項7】

ベルト張力を30~120N/リブの範囲に調整して請求項1~6のいずれか一項に記載のVリブドベルトを使用する方法。